

区分	内容	問い合わせ先
融資に関する こと	<p>日本政策金融公庫特別利子補給制度</p> <p>5号「新型コロナウイルス感染症特別貸付制度」を利用した中小企業者などのうち、特に影響の大きい個人事業主(フリーランスを含む)や売上高が急減した事業者などに対する利子補給</p> <p>【対象】</p> <p>①個人事業者(フリーランスを含む):要件なし</p> <p>②小規模事業者(法人事業者) 要件:売上高15%以上減少</p> <p>③中小企業者(①、②を除く事業者) 要件:売上高20%以上減少</p> <p>【利子補給】</p> <p>期間:借入後当初3年間 補給対象上限:国民生活事業3,000万円、中小企業事業1億円</p> <p>日本政策金融公庫経営環境変化対応資金</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者の資金繰りの改善に必要な資金</p> <p>●国民生活事業(主に小規模事業者向け) 【限度額】4,800万円 【申込方法】日本政策金融公庫(国民生活事業)へ</p> <p>●中小企業事業(中小企業向け) 【限度額】7億2000万円 【申込方法】日本政策金融公庫(中小企業事業)へ</p>	<p>日本政策金融公庫広島支店</p> <p>国民生活事業 ☎244-2231</p> <p>中小企業事業 ☎247-9151</p>
	<p>日本政策金融公庫国民生活事業(衛生環境激変特別貸付)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業および喫茶店営業を営む人向けの資金</p> <p>【限度額】別枠1,000万円(旅館業は別枠3,000万円) 【申込方法】日本政策金融公庫(国民生活事業)へ</p>	<p>日本政策金融公庫広島支店</p> <p>国民生活事業 ☎244-2231</p>
	<p>小規模事業者経営改善資金融資(マル経)</p> <p>商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小規模事業者が、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて1カ月の売上高が前年または前々年の同期に比べて5%以上減少した場合に日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資</p> <p>【金利】1.21%(借入後当初3年間0.31%) 【限度額】3,000万円(2,000万円+別枠1,000万円)(借入後当初3年間の利下げの対象となる借入限度額は別枠の1,000万円) 【申込方法】広島商工会議所などへ</p>	<p>【中区・東区・南区・西区に所在する事業者】 広島商工会議所 ☎222-6610</p> <p>【安佐南区・安佐北区・安芸区・佐伯区に所在する事業者】 担当地区の商工会</p> <p>日本政策金融公庫広島支店 国民生活事業 ☎244-2231</p>
経営上の悩み に関する こと	<p>相談窓口(平日 融資に関する 8:30~17:15)</p>	<p>市中小企業支援センター ☎278-8032、☎278-8570</p> <p>市産業立地推進課 ☎504-2241、☎504-2259</p>
	<p>経営全般に関する こと</p>	<p>市中小企業支援センター ☎278-8032、☎278-8570</p> <p>市商業振興課 ☎504-2236、☎504-2259</p>

区分	内容	問い合わせ先
経営上の悩み に関する こと	<p>アドバイザー派遣 中小企業診断士、社会保険労務士、税理士などの専門家を派遣し、ニーズに即した助言を行います。 (新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者は5回まで無料)</p> <p>国などが設置している特別相談窓口</p>	<p>市中小企業支援センター ☎278-8032、☎278-8570</p>
		<p>中国経済産業局中小企業課 ☎224-5661</p> <p>中小企業基盤整備機構中国本部 ☎502-6300</p> <p>県よろず支援拠点 ☎240-7706</p> <p>県中小企業団体中央会 ☎228-0926</p> <p>県商工会連合会 ☎247-0221</p> <p>広島商工会議所 ☎222-6610</p> <p>県信用保証協会 ☎228-5501</p> <p>商工組合中央金庫 広島支店 ☎248-1151</p> <p>商工組合中央金庫 広島西部支店 ☎277-5421</p> <p>日本政策金融公庫 広島支店 中小企業事業 ☎247-9151</p> <p>国民生活事業 ☎244-2231</p>
		<p>中国経済産業局中小企業課 ☎224-5661</p> <p>県信用保証協会 ☎228-5501</p> <p>商工組合中央金庫 ☎0120-542-711</p> <p>日本政策金融公庫 中小企業事業 ☎0120-327-790</p> <p>国民生活事業 ☎0120-112-476</p> <p>県よろず支援拠点 ☎080-3729-3762</p>
給付金などに 関すること	<p>持続化給付金</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者、事業の継続を支え再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給</p> <p>【金額】法人は200万円、個人事業者は100万円 ※昨年1年間の売上からの減少分を上限 【申込方法】持続化給付金ホームページから</p> <p>県感染拡大防止協力支援金</p> <p>【対象】緊急事態措置期間中(4月22日から5月6日まで)に休業などの要請に全面的に協力した中小企業者^{など}</p> <p>【金額】●雇用者がいる事業者:単一事業所 30万円(食事提供施設の営業時間の短縮は10万円)、複数事業所 50万円(食事提供施設の営業時間の短縮は15万円) ●雇用者がいない事業者:20万円(食事提供施設の営業時間の短縮は10万円) 【申込方法】郵送かメールで、県商工労働局協力支援金センターへ</p>	<p>経済産業省持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570</p> <p>県商工労働局 協力支援金センター ☎513-2828</p>